

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和8年  
3月31日  
(火曜日)

## 目 次

### ○規則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一
- 山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則(農業振興課)……………二
- 山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(教育政策課)……………三



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成二十八年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)

第三条第二項第三号に規定する保護者等」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者その他の当該認定を受けた者の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十一号

山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則

山口県立農業大学校規則(昭和五十九年山口県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(授業科目及び単位数)

- 第三条 授業科目及び単位数は、別表第二のとおりとする。
- 講義については十五時間をもつて一単位とし、演習については二十時間をもつて一単位とし、実習については三十時間をもつて一単位とする。
- 各学年の授業科目及び単位数は、校長が定める。

第四条第二項第一号中「十月十五日」を「九月三十日」に改め、同項第二号中「十月十六日」を「十月一日」に改める。

別表第二(第3条関係)

#### 1 共通科目

授 業 科 目	単 位 数
社会活動とコミュニケーション(演習)	1
キャリアデザイン演習	2
特別活動	2
情報処理・情報活用	2
小 計	7
農 業 政 策 概 論	1
農 業 簿 記	1
農 業 簿 記	2



日以後に入学する学生について適用し、同日前に入学して現に在学中の学生については、なお従前の例による。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十二号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則（昭和六十年山口県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一号及び第三号中「及び第三号」を削る。

別表第二の十一の項及び十二の項中「（就学支援金支給法第九条の規定による支払の一時差止めを受けた期間を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁